

会 議 録

会議名	庁議
開催日時	令和6年9月5日（木）午前9時30分から午前10時45分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	委員：辻市長、森吉副市長、吉田副市長、大槻教育長、並木参与、 前田市長公室長、土本総務部長、辻教育次長兼生涯学習部長、 左海財政課長、阿形契約検査室長 担当部：林田都市デザイン部長、千田都市デザイン部理事、稲垣都市政策室長、 船津富秋中学校区等まちづくり担当課長 関係課：小池人権・男女参画室長、高畠人権文化センター所長、 藤里建築住宅室長、田中公共建築担当課長、中埜住宅政策担当課長、 前田生涯学習推進室長、藤原青少年センター所長 事務局：門林政策企画室長、田嶋政策・資産マネジメント担当課長
議事次第	富秋中学校区等まちづくり構想の事業化に係る再入札公告に向けた事業範囲等の見直しについて
会議資料	次第 【資料番号 1】 庁議付議要求書 【資料番号 2】 富秋中学校区等まちづくり構想の事業化に係る再入札公告に向けた 事業範囲等の見直しについて 【資料番号 3】 事業位置図 【参考資料 1】 和泉市庁議等会議規程
会議の要旨	富秋中学校区等まちづくり構想の事業化については、事業範囲及び事業期間の変更、 工程計画の見直し、要件の緩和を行うほか予定価格やスライド起点日の変更などを行っ た上で、再度、デザイン・ビルド方式で事業者選定を進めることを付議要求のとおり決定 した。
会議録の 作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の 確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	本件については、和泉市庁議等会議規程第6条第1項の規定に基づき、令和6年9月3日付けで、都市デザイン部長から付議要求があったもので、「富秋中学校区等まちづくり構想の事業化に係る再入札公告に向けた事業範囲等の見直しについて」となる。 なお、通例であると、庁議の前に庁内の横断調整を図る政策調整委員会を開催するものだが、今回は、「本事業の実施は、先の庁議で決定済みであること」及び「諸条件の見直しを図るもので、その内容は庁内で概ね調整済みであること」から、政策調整委員会を省略としつつも、全体で300億を超える大きな事業であり、また審議対象となるデザイン・ビルド事業も約180億円という大型事業であることから、市財政への影響も含めて、市のまちづくりにとって、非常に重要な意思決定となることから、庁議にて意思決定を図るものである。 【付議理由の説明】
事務局	担当部から説明を願う。
林田部長	資料番号1 付議理由を説明する。 富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業について、デザイン・ビルド方式にて、令和6年1月31日付けで入札公告を行ったところ、応札がなかったため、令和6年6月28日に入札の中止を公表した。 その後、入札中止に至った原因追及のため、事業者ヒアリングを実施し、課題があることが判明し、これらの課題を踏まえた再入札公告に向けたポイントとして、競争性の確保のための措置及びスピード感を持った事業者選定の実施の2つの観点から整理した。 内容としては、事業範囲及び事業期間の変更、工程計画の見直し要件の緩和を行うほか、予定価格やスライド起点日の変更などを行った上で、再度、デザイン・ビルド方式により事業を進めることについて、庁議での意思決定を願うもの。 【議題 事業範囲及び事業期間の変更、工程計画の見直し、要件の緩和を行うほか予定価格やスライド起点日の変更などを行った上で、再度、デザイン・ビルド方式で事業者選定を進めることについて】
事務局	付議案件の説明を願う。
都市政策室	資料番号2、資料番号3 ○1 ページ 1 今回の議題

	富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業について、デザイン・ビルド方式にて、令和 6 年 1 月 31 日付けで入札公告を行ったところ応札がなかったため、入札を中止した。 再入札公告に向け、事業範囲等を見直した上で、再度、デザイン・ビルド方式で事業者選定を進めていくことの意味決定を願うもの。 <u>2 これまでの取組</u> 表でまとめているのは、令和 5 年 8 月 25 日の実施方針（案）、要求水準書（案）の公表を行って以降、当該事業に対する質疑等の状況を示したもの。 当該事業においては、令和 6 年 1 月末に事業者選定に係る入札公告を行い、複数社から質疑などの関心が示され、令和 6 年 4 月には 1 グループから参加表明があり、入札手続を行ってきたが、入札書及び提案書の締切直前の令和 6 年 6 月 25 日付けで辞退届の提出があり、令和 6 年 6 月 28 日に入札の中止を公表した。 これ以降、リスタートに向けて、当該事業に関心を示した 5 社にヒアリングを実施し、入札参加や応札に至らなかった理由などを確認した。 <u>○2 ページ</u> <u>3 応札がなかった原因分析</u> 原因を分析した結果の主な意見としては、 ①事業期間が長く、リスクが読めない。 ②資材納期の遅延や人手不足の影響により、建設工事の期間が合わない。 ③配置技術者や協力業者の確保が困難である。 ④予定価格が合わない。 ⑤入札手続中の物価高騰を考慮して、スライドの起点日の設定を契約締結時点よりも前にしてほしい。 これらの意見を踏まえ、どうすれば、事業への参画のハードルが下がるのかについて検討し、整理した。 <u>4 再入札公告に向けたポイント</u> 再入札公告に向けたポイントとしては、次の 2 点を整理した。 ①競争性の確保のための措置 ②スピード感を持った事業者選定の実施 <u>5 変更内容とその効果</u> まず、競争性の確保のための措置として、1 つ目の「事業範囲及び事業期間の変更」については、従前はデザイン・ビルド方式で、1 期で市営住宅 230 戸と市営店舗 6 区画の整備を、2 期で市営住宅 320 戸と市営店舗 13 区画、多世代交流拠点施設の整備と市営住宅の解体として、和泉第一団地、王子第一団地の一部、幸団地の一部を予定していた。 また、3 期で市営店舗 30 区画の整備と市営住宅の解体として、王子第一団地のうち 4
--	---

都市政策室	棟のみ、幸団地、旭第一団地、旭第二団地の各一部を予定しており、1 期から 3 期までの事業期間約 10 年で実施することとしていた。 しかし、物価高騰下においては、約 10 年という長期の事業はリスクが高く、参加する事業者が少なくなる見込みとなるため、「本事業から 3 期は切り離してほしい」という事業者の意見も踏まえ、変更後の事業範囲としては、3 期で解体を予定していた市営住宅 4 団地のうち、王子第一団地（4 棟）を 2 期に前倒し、本事業に含め、その他の大部分（3 期 3 団地）を別途事業とすることとした。 また、3 期で整備を予定していた市営店舗 30 区画のうち、1 区画を 2 期に前倒し、本事業に含め、その他の大部分（3 期 29 区画）を別途事業とすることで、事業期間を「3 期約 10 年」から「2 期約 7 年」に短縮できることになり、事業参加へのハードルが下がる効果があると期待する。 また、王子第一団地の全ての入居者を第 1 期住宅に移転することで、当該団地内の住棟解体及び店舗整備をまとめて実施可能となり、団地内コミュニティの分断も回避できるものとなる。 <u>○3 ページ</u> 「別図 事業範囲の変更について」に 2 ページの「事業範囲及び事業期間の変更」の内容を集約している。 <u>○4 ページ</u> 「別表 事業期間及び施設整備期間の変更について」は、事業期間や整備期間の変更を表したものであり、従前は令和 6 年度末から令和 15 年度までの 3 期約 10 年を計画していたが、変更案においては、3 期の市営住宅の解体の大部分及び 3 期の市営店舗の整備の大部分を別途事業として切り離したことにより、令和 7 年度の中頃から令和 14 年度の初めの 2 期約 7 年に短縮するものとなる。 次に 2 つ目の「工程計画の見直し」は、建設工事について、資材調達の遅延や人員不足などの社会情勢を踏まえた工期を確保するため期間を延長することで、無理のない事業の遂行が可能となる。 <u>○5 ページ</u> 次に 3 つ目の「要件の緩和」は、配置技術者や企業の参加資格など要件を緩和することで、事業参加へのハードルが下がる効果があると期待している。 例えば、企業の実績要件について、「公営住宅」から民間も含めた「共同住宅」に変更することなどを予定している。 最後に 4 つ目の「予定価格の見直しやスライド起点日の変更」は、予定価格を見直すとともに、スライドの起点日を契約締結日より前の入札公告日に設定することで、物価変動リスクに関する事業者負担の軽減につながり、事業参加へのハードルが下がる効果があると期待する。 なお、令和 6 年 8 月 30 日開催の建設工事請負業者指名委員会で、「高度技術提案型総
-------	--

都市政策室	合評価落札方式」においては、スライドの起点日を入札公告日に設定できる制度変更が決定されたので、本事業においても適用することが可能となる。 ○6 ページ 2 つ目のポイントである「スピード感を持った事業者選定の実施」に関しては、入札中止した先の事業者選定のスケジュールの場合、令和 6 年 1 月末に入札公告し、本契約の締結は令和 6 年 12 月中旬を予定していたので、その期間は約 10 か月を想定していたが、同じスケジュールで進めた場合は、同様の期間を要するものの、リスタートに向けては、スピード感を持った事業者選定を行う必要があるため、入札公告後の質疑の回数を従来の 2 回から 1 回にすることや事務手続の精査を行うことで、令和 7 年 1 月に再入札公告し、令和 7 年 9 月末に本契約の締結を行う約 8 か月での事業者選定をめざすもので、これにより事業の遅れを最小限にすることができると想定する。 以上が再入札公告に向けたポイントごとの変更内容とその効果である。 ○7 ページ 6 再入札公告に伴う想定事業費について 再入札公告に伴う想定事業費について、「富秋中学校区等まちづくり構想推進の全体事業費」として、R2 年度から R25 年度までをまとめたものである。 この全体事業費には、入札を行った「市営住宅の整備及び解体、市営店舗の整備及び解体、多世代交流拠点施設の整備など」当該事業のデザイン・ビルド事業費のほかに、当該事業の別途事業として整備を行うこととしている「新旭公園の整備費」、「(仮称) 富秋学園の整備費」、「人権文化センター・青少年センター、王子・幸分館の除却費」などが含まれた事業費である。 まず、全体事業費において、主な要因を説明する。 「市営住宅」は、約 184.5 億円から約 216.3 億円に約 31.8 億円の増額となる。 主な増額の要因は 3 つあり、1 つ目は、入居者移転支援費の見直しによる約 1.8 億円の増加であり、予定価格が合わない原因を調査する中、市営住宅の移転支援事業の委託料が当初の見込み額と実際の他事例における事業費に大きな乖離があったため、実態に合わせて増額するものである。 2 つ目は、物価変動の反映、諸経費の見直し等による約 32.5 億円の増加であり、入札公告時の予定価格を基に、諸経費の見直しを行った上で、建設資材や労務費の上昇を踏まえた物価変動を反映することにより、算出したものである。 なお、変動率は、国が例示している建築費に係る物価指数を採用し、算定した。 3 つ目は、CM（コンストラクション・マネジメント）業務の追加による約 0.9 億円の増加であり、本事業は事業費も大きく、事業期間も長い、大規模かつ複雑な事業のため、本事業を成功に導くためには、高度な品質管理、コスト管理、工程管理等が求められるが、発注者である市としては、限られた人材で事業量の増大に対応が必要であるため、専門的かつ高度な知識をもつ CM 事業者のサポートを受けることで、事業を適切かつ滞りなく推進しようとするものである。
-------	--

都市政策室	一方で、減額要因としては、建替住宅用地内の駐車場について、物価高騰等による全体事業費の増額が必要となったため、事業費の縮減を図ることを目的として、整備台数を減少させることに伴い、構造を全て平面とすることを基本とし、事業費に立体駐車場の整備費を見込まないことにより、約 3.5 億円の減少となる。 「市営店舗」は、約 11.9 億円から約 13.7 億円に約 1.8 億円の増額となり、主な増額の要因は、物価変動の反映、諸経費の見直し等となる。 「多世代交流拠点施設」は、約 19.8 億円から約 23.8 億円に約 4 億円の増額となり、主な増額の要因は、物価変動の反映、諸経費の見直し等により約 3.8 億円の増加、CM 業務の追加により約 0.2 億円の増加となる。 その他としては、約 108.9 億円から約 112.5 億円に約 3.6 億円の増額となり、主な増額の要因は、人権文化センターの除却として、約 3.2 億円の増加となる。 事業費の総額としては、令和 6 年当初予算ベースの約 325.1 億円から現時点の約 366.3 億円となり、約 41.2 億円の増額となる。 なお、財源内訳のうち「補助金」は、約 16.2 億円の増額となり、主な要因は、事業費の増加に連動するもの、「市債」は、約 23.1 億円の増加となり、同じく事業費の増加に連動するものとなる。 「一般財源」は、事業費総計の増加分から補助金と市債の合計額を差し引いた、約 1.9 億円の増加となる。 今回の変更に伴い、将来負担を含めた市の負担という観点として、市債の増加分と一般財源の増加分を加えた約 25 億円の増となり、20 年で起債の償還を行うと想定した場合、単純に毎年約 1.2 億円の公債費の負担増となる。 〇8 ページ 参考として、事業範囲を従前の事業範囲、すなわち、入札を行った当該事業のデザイン・ビルドの事業範囲と同様として、現時点での概算事業費等を算出した表を掲載している。 主な増減の要因については、先ほどの全体事業費の場合と同様となるが、仮に同様の事業範囲として見直した場合は、「①令和 6 年当初予算ベース」の約 182.4 億円の事業費は、「②現時点で算出した場合の事業費」では、約 217.4 億円となり、約 35 億円の増加となる。
事務局	担当部から説明があった。 続いて、意見・質問等はないか。
前田公室長	【質疑】 予算措置に先立ち、10 月に実施方針（案）、要求水準書（案）の公表を行う位置付けと必要性を確認したい。 また、公表後、万一、事業者からの質疑がないような場合は、どのような対応をするのか教えてほしい。

都市政策室	実施方針（案）や要求水準書（案）の公表を行い、事業者に対して正式にリスタートしたことを知らせるとともに、事業者からの質疑に対応するものとなる。 これは入札公告する前に事業者から意見を聴き、必要なものは要求水準等に反映できる期間であるとともに、事業者側にとっても要求水準の内容を確認し、ここから本格的に応募チームの組成を行うので、省略のできない重要な行為及び期間となる。 なお、再入札公告であることから事業者の質疑がないことも想定されるが、現時点で競争性を確保する措置は実施しているので、特に問題なく再入札公告に向けて手続を進める。
前田公室長	現時点で競争性を確保する措置は実施しているとのことだが、対外的な説明を含めて、その認識を確認したい。
都市政策室	競争性の確保の措置については、入札中止以降、原因究明を図るため事業者ヒアリングを実施し、事業者からの意見を踏まえ、事業参加に至らなかった原因に対応することにより、現時点でできる限りの取組は行ったものと考えている。
前田公室長	3期整備の一部を2期に前倒しすることに関して、工事動線や工事ヤード確保等で障害はないのか。 また、この前倒しは、事業者ヒアリングによる事業者提案に基づくものなのか。
建築住宅室	前倒しする部分については、王子第一団地の4棟の除却及びその跡地に整備する店舗が対象となるが、当初の予定では、1期で整備する230戸に対する移転時期を見越した入居者数を勘案し、王子第一団地の1～3棟を2期で解体することとしていた。 しかしながら、今回の入札中止を受けて、入居者の移転時期が遅れることから、入居者見込み数が減少し、王子第一団地の4棟を含めることが可能となり、かつ、地域からも同時期での移転を求める意見が多く、その意見を反映した結果となる。 王子第一団地の1～4棟は同一敷地内であるため、工事動線や工事ヤード確保等に概ね問題ないと認識しており、この前倒しは事業者ヒアリングによる事業者提案に基づくものではないが、実施方針（案）や要求水準書（案）の公表後、事業者からの意見で大きな支障があれば、再度、検討する。
阿形室長	スライドの起点日について、契約締結日よりも前の入札公告日に設定できる制度変更が決定されたことを受けて、今後、再入札公告する際に事業費の予定価格を公表する場合、その価格には、入札公告以降の物価上昇分を加味しないということでよいか。
都市政策室	予定価格は再入札公告までの物価上昇分を見込んで事業費を算出することになるので、再入札公告以降の物価上昇分は見込まない。

阿形室長	未来の物価を見込むのは、行政では難しいものの、民間では見込める可能性がある。 経済調査会の資料によると 2023 年から 2024 年の共同住宅における物価上昇率は約 7.7%であり、この状況が続けば、5 年後の 2 期整備に大きな影響を与えると危惧する。 競争性の確保が最重要だと考えるが、追加する予算額全額が契約金額にならないように事業者の参加意欲を高めるように努めるとともに、事業の費用対効果についてもアドバイザー事業者と精査してほしい。
並木参与	スライド起点日の変更について、先の建設工事請負業者指名委員会で、審査済みであるが、改めて確認したい。 この措置は、どのような事業を対象とするのか、今回の事業のみを対象とするのか。 また、資材価格が高騰した場合のみに適用するのではなく、下落した場合も適用するという解釈で誤りはないか。
阿形室長	今回の事業のみが対象となるのではなく、近年の入札公告から契約締結までに長期間を要する大型事業の入札中止や不調が相次ぐ情勢に鑑み、高度技術提案型総合評価方式、例えば、デザイン・ビルド方式のような、官民連携を目的とした工事が対象となる。 また、スライド条項の適用に関しては、資材価格が下落した場合も対象となる。
並木参与	この措置は、スライドの起点日を入札公告日に設定できる制度となるが、制度の適用はいつ、どのように決定するのか。
阿形室長	スライド条項適用の起点日は、要綱に基づき、落札者の決定基準等を定める実施要領に記載することとなり、この実施要領は、事業者選定委員会にて決定を行うこととなるので、入札公告までに、事業者の意見やコンサルタントからの進言、物価変動率をもとに判断することとなる。
並木参与	今後、運用にあたって、庁内周知やチェックを引き続きお願いしたい。
並木参与	資料番号 2 の 7 ページにおいて、まちづくり構想の全体事業費が、当初予算ベースより約 41 億円の増加、財政負担が増えるとの説明もあったが、収支見通しにおける基金残高の影響を確認したい。
左海課長	事業開始が約 9 か月遅れることにより、市債の発行やその償還も遅れるなど、収支への影響は 1 年遅れることとなるので、現在、和泉創発プランで試算する令和 15 年度までの収支見通しにおいては、基金残高に大きく影響はないと分析している。 しかしながら、市債と一般財源の合計約 25 億円の増については、令和 16 年度以降の収支見通しへの影響は大きく、今後、新たな収支を検討するものとなる。
左海課長	富まち事業における現時点での跡地売却収入として、和泉創発プラン改訂版では約 64

	億円を見込んでいるが、これは後年度の公債費に充当する予定であるので、今回の事業費増をカバーできるものではない。 現在、跡地活用ビジョン会議を設置し、来年度には跡地活用ビジョン（案）を作成すると認識しているが、今回の事業費増加に伴い、跡地活用ビジョン会議でどのような議論が必要と考えているか。
都市政策室	跡地活用ビジョンは、収益をどれくらい見込むのかということを想定して策定するものではなく、「若者・子育て世帯」や「まちの魅力づくり」につながる公共施設の再配置及び跡地活用の方向性の検討を行い、当該地域の将来像を示すものである。 具体的には、当該地域に必要な機能とともに位置や整備時期などを示すことにより、住宅など民間施設の開発を呼び込むことを期待するものであり、特に先行する幸小学校の跡地活用により、にぎわいや魅力を創出し、後の跡地活用の更なる活用の促進につながるようにしたいと考えている。 このことは、結果として、当該地域の「まちの価値」を高めることに寄与すると考えている。 また、収益の観点としては、立地や規模など開発ポテンシャルに応じて、売却や貸付の方法として、条件付一般競争入札、二段階選抜方式、プロポーザルを適切に選択していくことも必要と考えている。
左海課長	土地売却だけでなく、売却後の活用方法によっては、例えば住宅利用の場合は人口増加による市税収入の増、商業施設利用の場合は法人税や固定資産税収入の増などが見込まれると考えるので、そのような活用方法に伴う試算も行いながら、今回の事業費増に伴う財源確保が少しでもできるような取組をお願いしたい。
土本部長	資料番号2の5ページにおいて、配置技術者や企業の参加資格など要件を緩和とあるが、具体的にはどのような緩和なのか。
都市政策室	配置技術者の要件としては、工事監理者の常駐配置を必須としていたが、常駐を求めるものではないよう変更する予定である。 企業の実績要件としては、7階建て以上のRC造等の公営住宅で、かつ延べ面積6,000㎡以上又は100戸以上の新築工事の実績を求めているが、今回、「公営住宅」から「共同住宅」に実績要件を変更する予定である。 これにより、公共工事だけでなく、民間工事も含めた共同住宅も対象となる。
土本部長	この緩和により、市にリスクやデメリットがあれば、教えてほしい。
都市政策室	元々の要件は他自治体と比較し、高い要件であったが、今回の緩和は、他自治体の実績要件を考慮して他自治体と同様の水準に変更するものであり、レベルを下げるものではなく、デメリットはないものである。

土本部長	資料番号2の6ページにおいて、事業の遅れへの対応として、事業者の質疑を2回から1回に減らすことで、事業の遅れを最小限にすることができる効果が記載されているが、質疑回数が減ることで、事業者との認識のずれが生じるなど、影響は生じないか。
都市政策室	今回、書面による質疑応答を2回から1回に変更するが、その後に対面式の質疑応答を実施することとしており、参加表明書受付前に直接対話する機会を設けるため、事業者との認識のずれは極力生じないものとする。
大槻教育長	事業期間が長く、リスクが高いとの事業者意見を踏まえ、3期10年から2期7年に短縮したが、この変更により、事業者は入札に応じるのか。
都市政策室	事業者ヒアリングでは、「事業期間が長いので、3期を切り離してほしい」という意見があった。 この変更により、事業者に競争性が働くかどうかについては、実施方針（案）等の公表後に事業者が条件を確認の上、判断するものとなるので、明言はできないが、市として現時点で、できる限りの取組を行ったものである。
大槻教育長	事業期間が7年であるが、7年後の物価上昇分についてもスライド条項を適用するので、事業者に負担が生じないという解釈でよいのか。
建築住宅室	工事未完了分については、スライド条項の適用により、事業者は1%程度の自己負担があるものの、市に対して物価上昇分を請求できるので、事業者が負担するというものではない。
吉田副市長	多世代交流拠点施設に関して、要求水準書（案）の内容修正が必要と考えているので、作業のタイムリミットを確認したい。
都市政策室	令和6年10月から11月にかけて、実施方針（案）、要求水準書（案）を公表する予定なので、この段階までには、内容を固める必要がある。
吉田副市長	本日の庁議は、根拠や質疑も含めての意思決定であり、その後の事務手続を踏まえて、市議会への説明や要求水準書を確定させるものであるが、今後の事務手続を確認したい。
事務局	本日の庁議に関しては、会議録を作成し各委員確認の上、資料と合わせて適切な時期にホームページで公表する。その他、実施方針（案）などの細部の内容については、担当課で別途、決裁手続の上、事務を進めていく。

	【結論】
事務局	他に質疑等がないようなので、全委員に諮る。 富秋中学校区等まちづくり構想の事業化については、事業範囲及び事業期間の変更、工程計画の見直し、要件の緩和を行うほか予定価格やスライド起点日の変更などを行った上で、再度、デザイン・ビルド方式で事業者選定を進めることを庁議での了承としてよろしいか。
全委員	異議なし
事務局	最後に市長から一言願う。
辻市長	富秋中学校区等まちづくり構想については、令和 2 年から令和 25 年まで、総事業費において全体で 300 億円を超える、市のビッグプロジェクトであり、非常に重要な事業である。 前回、本事業の中核となるデザイン・ビルド事業者の選定を行ったが、応札者がなく、入札中止という非常に残念な結果となった。 本日の決定は、前回の結果を踏まえ、事業者の意見に耳を傾けつつ、競争性を確保すべく、市として見直しできる部分を精査し、再度、デザイン・ビルド方式での事業者選定を進めていくことを決定したが、前回以上にしっかりと事業者サウンディングに取り組んでほしい。 今後、実施方針（案）、要求水準書（案）を公表し、引き続き、事業者の意見聴取を進めていくことになるが、事業者の意見を慎重に精査し、より競争性を高めることができるよう事務手続を進めること。 また、再公募を進めていく上で、今後、補正予算の提案も必要となることから、市議会へは十分に説明していただくとともに、地元住民へも丁寧な周知をお願いしたい。 最後になるが、この事業は、単なる公共施設の整備ではなく、富秋中学校区等まちづくり構想を実現するという大きなまちづくりであること、ひいては、JR 阪和線沿線一連のまちづくりにもつながり、現在、整備を進めている北信太駅周辺整備も含めて信太校区全体、更には和泉府中駅前整備や和泉中央線のシンボルロードにもつながる一連のまちづくり事業に位置付けられると考える。 引き続き、関係課の連携を密にして、都市デザイン部は全体をマネジメントし、着実に事業を進めること。
事務局	以上で「富秋中学校区等まちづくり構想の事業化に係る再入札公告に向けた事業範囲等の見直しについて」の庁議を終了する。 以上